

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和元年7月24日(水) 最高裁判所中会議室	
委員	委員長 秋山 哲一 (東洋大学理工学部建築学科教授)	
	委員 秋山 靖浩 (早稲田大学大学院法務研究科教授)	
	委員 金子 裕子 (早稲田大学大学院会計研究科教授)	
審議対象期間	平成30年10月1日から平成31年3月31日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	2件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	-
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務	一般競争	-
	プロポーザル方式	-
	随意契約	-
	総件数	3件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(抽出案件について)</p> <p>1 静岡地家裁浜松支部庁舎中央監視装置改修工事(3回目)</p> <p>※ 本件は、中央監視装置の改修工事で、入札参加者が1者かつ高落札率の案件</p> <p>・参加等級を緩和する要件としての「業者が少数の場合」とは、当該地域における業者数が少ないという意味なのか、それとも、初度の入札手続における参加者が少数という意味なのか。</p> <p>・工事内容を考慮して、参加者が僅少となることが予測できる場合には、当初から参加等級を拡大することはできないのか。</p> <p>・高落札率であった理由として考えられるのは、資材の価格についてメーカーからヒアリングを行った結果、原価に近い金額を把握できたということか。</p> <p>・仕様でメーカーは指定されているのか。</p> <p>・3回目の入札で地域条件を緩和した際に、東京都を加えた理由は何か。</p>	<p>・東京高裁においては、後者の運用をしている。</p> <p>・東京高裁では、初度入札から、参加等級を拡大する運用は行っていない。</p> <p>・当該地域における工事の参加者が僅少であったという実績があれば、初度入札から参加等級の拡大を検討することは可能だと思われる。</p> <p>・機器単品の交換なので、価格が推測されやすかったのかもしれないと考えている。</p> <p>・メーカー指定はしていないが、既存の機器と互換性があることを条件としているので、結果的に既存の機器メーカーを扱える業者しか参入しなかったと思われる。</p> <p>・東京は業者数が多いので、公告が目にとまりやすいと考えたからである。</p>

意見・質問	回答
<p>・査定率は全国の裁判所で共有しているのか。</p> <p>2 神戸地家裁姫路支部庁舎外壁等改修工事</p> <p>※ 本件は、台風被害箇所原状回復及び老朽化に伴う改修工事で、低入札となった案件</p> <p>・落札者の入札価格は非常に低廉であるが、このような価格で適切に品質管理ができると考えたのか。</p> <p>・過去の実績も考慮して総合的に判断しているのか。</p> <p>・相手方には、自分の入札価格が低入札かどうか分かるのか。</p> <p>・コストの観点から言えば、低入札であることを知らせない方法もあると思うが、品質確保を重視するという観点で通知しているということか。</p> <p>・直接工事費が安価である場合と、本件のように現場管理費及び一般管理費が安価である場合とで、ヒアリングにおいて重視する項目を使い分けることを検討してはどうかと考える。</p>	<p>・共有していない。各高裁で査定率を決めている。</p> <p>・相手方から、自社保有施設の利用による経費の削減及び閑散期であったために受注意欲が高かった等の事情の説明がなされたことや、昨年度同じ相手方に別件の工事を発注したが、その際の品質管理に問題がなかったことから、適正な履行が確保できると判断した。</p> <p>・大阪高裁では、そのような判断をすることもある。</p> <p>・通知するので分かっている。</p> <p>・そうである。</p>

意見・質問	回答
<p>3 東京高地裁中目黒分室(仮称)庁舎既存建物解体2期工事設計変更</p> <p>※ 本件は、新営庁舎の建設予定地に存在する既存建物基礎の解体工事であるが、地中埋設物が発見されたため、その撤去工事を設計変更により追加発注した案件。当初契約に対して契約変更額が高額である(30パーセントを超えている)もの。</p> <p>・本件を設計変更で対応したことは当然と考えるが、設計変更時の予定価格には、原契約の落札率が掛かるのではないか。</p> <p>・工期延長については、発注者側が一方的に決めたものなのか。</p> <p>・敷地調査業務とは、どのような業務を行ったのか。</p> <p>・敷地調査業務においては、地中埋設物の調査を対象としていなかったのか。地中埋設物の調査をあらかじめ行っておけば、当初発注に見込むことは可能であったのではないか。</p>	<p>・各設計変更時の予定価格には、すでに原契約時の落札率が掛かっている。</p> <p>・受注者と協議して決めたものである。</p> <p>・測量及びボーリング調査を行った。</p> <p>・通常、地中埋設物の調査は対象としておらず、事前の情報でも地中埋設物の存在が把握されていなかったことから、敷地調査業務で地中埋設物の調査は行っていない。</p>